

平成23年度当初予算 施策別概要

323 安全で安心できる 消費生活の確保

(主担当部：生活・文化部)

32301	消費者の自立のための支援	(生活・文化部)
32302	消費者被害の防止・救済	(生活・文化部)
32303	連携で築く消費者の安全・安心	(生活・文化部)

< 施策の目的 >

(対象) 県民一人ひとりが

(意図) 安全で安心できる消費活動を行っている

< 現状と課題 >

- ・ 商品やサービス、商取引の多様化・複雑化が進み、消費生活をとりまく環境が大きく変化している中、消費者自らが知識と判断力を身につけていくことが重要です。
- ・ 消費者が主役となる社会の構築に向けて、2009年(平成21年)9月、消費者庁の設置とともに消費者安全法が施行され、国、県、市町が一体となって消費者行政に取り組んでいくこととなりました。県消費生活センターは、県内の消費者行政の中核センターとして、専門的な相談への対応、市町の支援、消費者事故情報等の集約化等の役割が求められ、市町は、住民に身近な窓口として、消費生活センターや消費生活相談窓口の一層の充実が求められています。
- ・ 消費者が、情報をもとに、自ら判断し選択していけるよう、正確な情報をタイムリーに提供するとともに、地域において、高齢者をはじめとするあらゆる世代に対して消費者教育や消費者啓発を行う必要があります。
- ・ 三重県消費者行政活性化基金について、活用した取組を引き続き進めるとともに、市町に対し活用を働きかける必要があります。
- ・ 悪質な事業者に対する指導については、警察等関係機関との連携を深め、指導体制の強化を行っていますが、さらに市町との連携を深め、地域における情報収集機能を充実し、広域的な情報収集や調査を行う必要があります。
- ・ 社会経済の環境変化に迅速に対応し、安全な消費生活を守るために、多面的な啓発活動と事業者自らの取組が必要であり、市町をはじめ、消費者団体、事業者団体等との連携・協働が重要となっています。

< 平成23年度の取組方向 >

三重県消費者行政活性化基金を活用し、市町における消費生活相談窓口の充実を促進します。

現在策定中の「第二次三重県消費者施策基本指針(2011~2014年度)」(仮称)に基づき、消費者の自立支援及び被害の防止・救済、多様な主体との連携した取組を行います。

自立した消費者を育成するため、各種講座の開催など、高齢者を中心に、あらゆる世代に対する消費者教育・消費者啓発の充実をはかるとともに、多様な媒体による情報提供を行っていきます。

県消費生活センターは県内の消費者行政の中核センターとして、消費者事故等に関する情報の集約化、それに基づく情報提供や注意喚起、専門的・広域的な相談への対応などを行うとともに、消費者行政の充実に取り組む市町の支援を行います。

消費者被害を防止・救済するため、相談員の資質向上、専門家の活用を進めるとともに、情報収集や必要な調査を行い、県民への的確な情報提供を行います。また、悪質な商取引については、市町、警察、他県、庁内関係各部等と情報共有を進め、連携して取引の適正化をはかります。

自主基準の策定など業界全体で取引の適正化に取り組む姿勢の醸成を促進し、事業者指導の強化をはかります。

消費者啓発を推進するため、「みえ・くらしのネットワーク」を中心に消費者団体、事業者団体等と連携・協働し、消費者月間や県消費生活センター40周年記念事業等の取組を進めます。

< 主な事業 >

消費者行政活性化基金事業【基本事業名：32301 消費者の自立のための支援】

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 7消費生活事業費)

予算額：(22) 87,940千円 (23) 116,525千円

事業概要：基金を活用し、県内の消費者行政の中核センターとして県の消費生活センターの機能を強化するとともに、消費生活相談窓口の充実など市町の取組を支援します。また、国から交付された「住民生活に光をそそぐ交付金」を基金に積み立て活用することにより、消費生活相談、消費者教育・啓発等における人材活用や人材育成を推進します。

消費者啓発事業【基本事業名：32301 消費者の自立のための支援】

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 7消費生活事業費)

予算額：(22) 563千円 (23) 717千円

事業概要：消費者トラブルにおける悪質な手口等による被害を未然に防止するため、消費者月間(5月)記念講演会や「出前講座」などの各種講座を開催するとともに、ホームページや情報紙などの各種広報媒体を活用して、情報を提供します。

相談対応強化事業【基本事業名：32302 消費者被害の防止・救済】

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 7消費生活事業費)

予算額：(22) 22,223千円 (23) 23,621千円

事業概要：消費生活相談員の資質向上や弁護士など専門家の活用をはかり、消費生活センターにおいて、消費者からの相談に迅速かつ適切に対応します。

事業者指導事業【基本事業名：32302 消費者被害の防止・救済】

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 7消費生活事業費)

予算額：(22) 2,781千円 (23) 2,754千円

事業概要：特定商取引に関する法律等の関係法令に基づき、事業者を指導することにより、製品の安全性、表示の適正化、適正な消費者取引を確保します。

みえ・くらしのネットワーク事業【基本事業名：32303 連携で築く消費者の安全・安心】

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 7消費生活事業費)

予算額：(22) - 千円 (23) 102千円

事業概要：消費者団体、事業者団体、行政等が参画する「みえ・くらしのネットワーク」を中心に、連携・協働により、啓発活動等を進めます。